



鹿島市議会活動報告書

平成31年4月～令和5年4月

はじめに

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責務は益々重要なものになってきており、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分に発揮することが求められています。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するために、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たす必要があります。

鹿島市議会基本条例（以下「条例」という。）は、開かれた議会を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすることを目的に平成22年9月に制定されました。

さらに、平成31年3月には、条例の目的が達成されているかどうかを検証するために、任期末に活動報告書を作成するよう規定が見直されたところです。

この活動報告書は、条例第21条第1項の規定により、議員の任期中の活動について、条例の目的が達成されているかどうかを検証するために作成したものです。

この活動報告書を通じて、議会活動が、市民の負託に応え、市政にどのように反映されているかを知る機会となれば幸いです。

今後も、より良い鹿島市を目指し、議会の役割と責務を果たすとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

令和5年4月

鹿島市議会議長 角田一美

鹿島市議会議員名簿

※議席番号順

平成31年4月21日選挙

定数16名（立候補者18名）

任期：平成31年4月30日～令和5年4月29日

氏名	在任期間
中村 日出代	任期に同じ
池田 廣志	任期に同じ
高松 昭三	平成31年4月30日～令和2年6月8日
杉原 元博	任期に同じ
樋口 作二	任期に同じ
中村 和典	任期に同じ
中村 一堯	任期に同じ
稲富 雅和	平成31年4月30日～令和4年3月8日
勝屋 弘貞	任期に同じ
伊東 茂	任期に同じ
松尾 勝利	平成31年4月30日～令和4年1月11日
徳村 博紀	任期に同じ
福井 正	任期に同じ
松尾 征子	任期に同じ
松田 義太	任期に同じ
角田 一美	任期に同じ

平成4年4月24日補欠選挙

定数3名（立候補者4名）

任期：令和4年4月25日～令和5年4月29日

氏名	在任期間
西 一郎	任期に同じ
宮崎 幸宏	任期に同じ
笠継 健吾	任期に同じ

目 次

1	議案審議の状況	・ ・ ・ ・ ・	P	1
2	一般質問の状況	・ ・ ・ ・ ・	P	2
3	議員提案議案	・ ・ ・ ・ ・	P	2
4	委員会等の開催状況	・ ・ ・ ・ ・	P	4
5	市民との意見交換	・ ・ ・ ・ ・	P	5
6	議会広報の充実	・ ・ ・ ・ ・	P	6
7	議場傍聴	・ ・ ・ ・ ・	P	7
8	議場の開放	・ ・ ・ ・ ・	P	7
9	情報公開請求の状況	・ ・ ・ ・ ・	P	8
10	議会報告会の実施	・ ・ ・ ・ ・	P	8
11	議会運営等改革検討会の設置	・ ・ ・ ・ ・	P	9
12	行政視察（訪問・受け入れ）	・ ・ ・ ・ ・	P	10
13	議員研修	・ ・ ・ ・ ・	P	12
	参考資料（鹿島市議会基本条例）	・ ・ ・ ・ ・	P	14

1 議案審議の状況

(条例第3条第2号及び第3号、第5条第3項、第6条第3項及び第11条関係)

市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、背景、経緯、関係法令等、財源措置、将来負担、効果等の説明を求めました。

また、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等の政策形成への反映に努めました。

予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めてきました。



議決状況

(単位：件)

年度	付議事件										件数計	結果						
	市長提出					議員提出						原案可決	原案同意	承認	認定	継続審査	否決	報告・諮問・選挙ほか
	条例	予算	決算	その他議案	報告	条例	意見書	決議	動議	選挙ほか								
令和元年度	24	22	7	11	9		3		2	9	87	53	5	3	7			19
令和2年度	16	29	6	18	6		3			2	80	61		5	6			8
令和3年度	22	29	6	23	6		2	1		1	90	49	15	2	6			18
令和4年度	26	23	6	22	10	2	2			2	93	62	9	3	6			13

請願の審議結果

(単位：件)

年度	件数				審議結果			
	新規	継続	合計	採択	不採択	撤回	継続審査	審議未了
令和元年度	1		1	1				
令和2年度								
令和3年度								
令和4年度								

2 一般質問の状況

(条例第3条第3号、第6条第3項及び第10条関係)

一般質問を通して、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を政策形成に反映させるとともに、市政の発展のため、政策立案及び市長等への政策提言に取り組みました。

質問者数

(単位：人)

年度	定例会				計
	6月	9月	12月	3月	
令和元年度	10	10	10	中止※	30
令和2年度	10	12	10	11	43
令和3年度	9	10	12	9	40
令和4年度	12	13	12	12	49

※令和元年度3月定例会の一般質問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

3 議員提案議案

(条例第3条第3号、第6条第3項及び第10条関係)

市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を政策形成に反映させるとともに、市政の発展のため、政策立案及び市長等への政策提言に取り組みました。



条例

件名	議決年月日
鹿島市監査委員条例の一部を改正する条例	令和4年10月5日
鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例	令和5年3月23日

意見書

件名	議決年月日
教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	令和元年6月25日
有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書	令和元年12月20日
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策を求める意見書	令和2年3月24日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策等の更なる充実を求める意見書	令和2年6月24日
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	令和2年10月7日
公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書	令和2年12月18日
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	令和3年10月6日
有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書	令和4年3月3日
燃料、肥料、飼料等の価格高騰対策の強化を求める意見書	令和4年10月5日
有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書	令和5年3月23日

決議

件名	議決年月日
ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、即時撤退を求める決議	令和4年3月18日

要望書

件名	提出年月日
一般国道498号（鹿島・武雄間）の早期整備を求める要望書	令和元年12月20日
令和2年7月豪雨による災害復旧に関する要望書	令和2年9月11日
有明海西南部における赤潮被害への支援に関する要望書	令和4年3月29日

提言

件名	提出年月日
議会におけるICT活用推進に関する提言について	令和2年12月22日



有明海西南部における赤潮被害への支援に関する要望書を知事に手渡す角田議長



議会におけるICT活用推進に関する提言書を市長に手渡す角田議長と松田副議長

4 委員会等の開催状況

(条例第5条第3項、第6条第3項、第8条第1項、第11条及び第12条関係)

市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、背景、経緯、関係法令等、財源措置、将来負担、効果等の説明を求めました。

予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めてきました。

また、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等の政策形成への反映に努め、多くの市民が議会と市政に関心を持つような議会活動に努めました。

委員会、協議会等の開催状況

(単位：日)

年 度	総務建設環境委員会 (委員協議会)	文教厚生産業委員会 (委員協議会)	議会運営委員会 (委員協議会)	公共交通対策特別委員会 (委員協議会)	まちづくり対策特別委員会 (委員協議会)	議会報告会 プロジェクトチーム	ICT活用推進 プロジェクトチーム	議会だより編集委員会	新年度予算審査特別委員会	決算審査特別委員会	全員協議会
令和元年度	13	20	23	11	7	7	3	12	5	4	23
令和2年度	8	9	18	7	0	1	7	16	6	4	27
令和3年度	15	18	20	3	1	6	5	12	5	4	21
令和4年度	14	19	26	6	3	3	0	9	6	5	24

※行政視察、議会報告会（リハーサル含）、ICT提言手交、タブレット二次審査に係る日数含む



令和元年度 公共交通対策特別委員会
市内循環バス実態調査



令和2年度 決算審査特別委員会
現地調査

5 市民との意見交換

(条例第6条第3項及び第7条第4項関係)

市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を把握し、政策形成に反映するとともに、政策能力の強化及び政策提案の拡大を図るために、市民等との意見交換の場を設けました。

期 日	意見交換の相手	所 掌
令和元年 7月 9日	放課後児童クラブ支援員	文教厚生産業委員会
令和元年 7月30日	6地区 区長会長	議会運営委員会
令和元年 9月 6日	鹿島市消防団	総務建設環境委員会
令和元年10月 7日	鹿島市社会福祉協議会	文教厚生産業委員会
令和元年12月18日	鹿島市観光協会	文教厚生産業委員会
令和2年 7月 1日	鹿島商工会議所	文教厚生産業委員会
令和2年 8月 5日	鹿島商工会議所	総務建設環境委員会
令和2年 9月15日	祐徳自動車株式会社	公共交通対策特別委員会
令和2年11月 4日	鹿島市シルバー人材センター	文教厚生産業委員会
令和2年11月 9日	有限会社再耕庵タクシー	公共交通対策特別委員会
令和2年12月16日	鹿島市猟友会	文教厚生産業委員会
令和3年 6月29日	佐賀県有明海漁業協同組合鹿島市支所	文教厚生産業委員会
令和3年10月27日	鹿島市PTA連合会	文教厚生産業委員会
令和4年 7月 8日	鹿島商工会議所青年部	文教厚生産業委員会
令和4年 8月19日	鹿島高校2年生	全議員
令和4年11月 4日	よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団	文教厚生産業委員会
令和5年 2月22日	明倫小学校	文教厚生産業委員会



鹿島商工会議所との意見交換会



鹿島高校2年生との意見交換会

6 議会広報の充実

(条例第3条第1号及び第8条関係)

議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めました。

議会だよりの発行

発行回数	17回（原則年4回） 第97号～第113号
発行部数	各回10,700部
主な掲載内容	本会議における一般質問、議案審議の質疑・答弁・討論等の状況・採決結果（議員の賛否）、各委員会活動の報告等



市議会ホームページによる広報

URL <https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/57.html>

鹿島市議会

トップページ > 市政・計画 > 鹿島市議会

市政・計画

鹿島市WEB提案箱
東日本大震災への支援
鹿島市公式LINEによる情報発信
鹿島市公式SNS (ソーシャルネットワークワーキングサービス)
鹿島市の紹介
各種計画
ようこそ市長室へ
鹿島市議会
監査委員事務局
市政の運営
ふるさと鹿島応援寄附金(ふるさと納税)
重点施策

鹿島市議会

- 市議会からのお知らせ
- 行事予定・開議情報
- 議員紹介
- 市議会のしくみ
- 議会基本条例
- 行政視察のご案内
- 市議会会議録
- 議会だより
- 過去の議会議中継映像
- 議会中継
- 議場開放(子ども議会)
- 議会報告会

行事予定・開議情報

週間行事予定表

議長・議会の週間行事予定をおおむね前週の金曜日までに更新します。

- [令和5年1月2日\(月\)～令和5年1月8日\(日\) \(PDF57KB\)](#)
- [令和4年12月26日\(月\)～令和5年1月1日\(日\) \(PDF50KB\)](#)

開議情報

令和4年12月定例会

- [会期日程](#)
- [一般質問氏名通告表](#)
- [一般質問内容通告書](#)
- [議事日程11月30日\(水曜日\)](#)

本会議のインターネット中継

市議会ホームページの“議会中継”から視聴できます。



7 議場傍聴

(条例第7条第2項関係)

開かれた議会運営に資するため、本会議を公開しました。

本会議の傍聴者数 (単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
14	47	23

8 議場の開放

(条例第7条第5項関係)

鹿島高校2年生16名との意見交換会後、議場の案内を行いました。

(令和4年8月19日撮影)



9 情報公開請求の状況

(条例第7条第1項関係)

鹿島市議会情報公開条例に基づき、議会情報の公開の手続きを行いました。

情報公開請求の件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2件	0	0	0

10 議会報告会の実施

(条例第6条第3項及び第9条関係)

市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、市民に対する説明の場を設けるために議会報告会を実施しました。



第10回 議会報告会

議会報告会の開催状況

令和元年度 第10回 議会報告会	日時：令和2年1月29日（水）19:00～21:00 場所：鹿島市生涯学習センター エイブルホール
参加者 市民 92人 議員 15人	内容 ・第一部「鹿島市議会 今期の活動報告について」 ・第二部「これからの鹿島市の課題について」 ①新鹿島市民会館（仮称）建設 ②鹿島市の防災対策 ・参加者との意見交換
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 中止
令和3年度 第11回 議会報告会	1月28日開催予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 中止
令和4年度 第12回 議会報告会 （議員とかたる会）	1月27日開催予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 中止 後日、書面による報告を行った。

1 1 議会運営等改革検討会の設置

(条例第15条関係)

I C Tを活用した議会改革に取り組むため、議会運営等改革検討会として、I C T活用推進プロジェクトチームを設置しました。

I C T活用推進プロジェクトチームの活動

議会運営の効率化、情報伝達の迅速化、ペーパーレス化等を目的にタブレット型端末の導入を行いました。

・主な経緯

令和元年 6月	I C T推進プロジェクトチームの設置
令和元年 9月	県内の導入状況の調査
令和元年10月	先進地視察(鳥栖市)
令和2年 7月	先進地視察(武雄市)
令和2年 8月	タブレット型端末操作デモンストレーションの実施
令和2年12月	議会におけるI C T活用推進に関する提言書を市長に提出
令和3年 3月	タブレット型端末導入経費を新年度予算に計上
令和3年 6月	タブレット型端末導入プロポーザル二次審査
令和3年 8月	タブレット型端末の導入・操作研修
令和3年 9月	9月議会から使用開始(紙・データ併用)
令和4年 4月	ペーパーレス化開始

・導入台数：19台(議員16台、事務局3台)

・導入機種・ソフト

タブレット型端末：iPad(レンタル)、文書共有システム：SideBooks
ビジネスチャット：WowTalk



タブレット型端末会議システム画面



タブレット型端末操作研修

1 2 行政視察（訪問・受け入れ）

（条例第3条第4号関係）

地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流を行いました。

行政視察の実施状況

視察年月日 (所 掌)	視 察 先	主な視察項目
令和元年 10月23日～25日 (文教厚生産業委員会)	小松市(石川県) 鯖江市(福井県) あわら市(福井県)	子育て支援の取り組み 食育推進プランと地産地消の取り組み 子ども・子育て支援事業
令和元年 11月5日～7日 (総務建設環境委員会)	和歌山市(和歌山県) 奈良市(奈良県) 彦根市(滋賀県) 岩国市(山口県)	不良空き家の除去に係る補助金事業 町屋保存事業 予約型乗合タクシー運用 市民会館改修事業
令和元年 11月13日～15日 (まちづくり対策特別委員会)	日田市(大分県) 延岡市(宮崎県) 竹田市(大分県) 大津町(熊本県)	駅前広場整備事業 駅周辺整備事業 城下町交流拠点施設・歴史文化交流センター整備事業 企業誘致の取り組み
令和2年 1月22日～24日 (議会運営委員会)	岩倉市(愛知県) 藤枝市(静岡県) 焼津市(静岡県) 熱海市(静岡県)	議会改革、議会運営
令和3年 11月10日～12日 (総務建設環境委員会)	大村市(長崎県) 別府市(大分県) 豊前市(福岡県) 宇佐市(大分県) 田川市(福岡県)	ゴミ戸別収集、し尿汲み取り手数料 RPA(ロボットによる業務自動化)や業務アプリ作成クラウドサービスの活用 危険老朽家屋等除却推進事業 駅舎・駅前周辺整備 移住・定住対策事業
令和3年 11月15日～17日 (文教厚生産業委員会)	鹿児島市(鹿児島県) 霧島市(鹿児島県) 九州農政局 御船町(熊本県) 荒尾市(熊本県) 宗像市(福岡県)	ボランティアセンターの取り組み 子育て支援事業 有明海再生の取り組みや中山間地域農業対策 グランピング事業(アウトドア施設) 干潟水鳥・湿地センターの運営 道の駅の経営形態や市との関わり

令和4年 6月29日～7月1日 (議会運営委員会)	吉川市(埼玉県) 牛久市(茨城県) 川崎市(神奈川県)	高校生議会等の取り組み、議会改革、議会運営
令和4年 10月12日～14日 (総務建設環境委員会)	静岡県庁 藤枝市(静岡県) 伊東市(静岡県)	ウーブンシティ(最先端DX実験都市)の概要と自治体の関わり 空き家対策 移住・定住対策
令和4年 10月26日～28日 (文教厚生産業委員会)	島根大学 松江市(島根県) 豊岡市(兵庫県)	中海干拓・淡水化事業 有機農産物推奨や障害と向き合った就労支援 有機農業・スマート農業
令和4年 11月14日、15日 (公共交通対策特別委員会)	美祢市(山口県) 臼杵市(大分県) 田川市(福岡県)	地域公共交通 地域公共交通 駅舎・駅前整備



令和3年度 荒尾干潟水鳥・湿地センター行政視察



令和4年度 伊東市行政視察

行政視察の受入状況

視察年度	視察団(視察人員)
令和元年度	鳥取県倉吉市議会(6人)、福岡県うきは市議会(8人)、静岡県熱海市議会(1人)、茨城県鉾田市議会(20人)、広島県竹原市議会(8人)、沖縄県名護市議会(6人)、静岡県伊東市議会(10人)
令和2年度	受入なし
令和3年度	山梨県甲斐市議会(6人)、大分県別府市議会(2人)
令和4年度	大阪府交野市議会(11人)、新潟県新発田市議会(7人)、愛知県春日井市議会(9人)、島根県議会(23人)、佐賀市議会(25人)、佐賀県議会(21人)、長崎県議会(28人)、福島県白河市議会(4人)、北海道旭川市議会(6人)

1.3 議員研修

(条例第4条及び第17条関係)

基本条例の理念を浸透させるため、同条例の研修を行うとともに、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図りました。



令和4年度 新任議員研修会

新任議員研修の実施状況

【令和元年度】 新任議員 4名

期 日	研 修 内 容
5月16日	行政組織、総合計画、実施計画、財政状況、事務分掌、新年度予算、主要事業等について執行部より説明

【令和4年度】 新任議員 3名

期 日	研 修 内 容
4月27日	倫理綱領、基本条例、議会の構成、議会運営、5月臨時会、委員構成、議会全般等について議会運営委員会委員長及び議会事務局より説明
5月2日、13日、25日	議会事務局によるタブレット型端末操作研修
5月16日、17日	行政組織、総合計画、実施計画、財政状況、事務分掌、新年度予算、主要事業等について執行部より説明

個人研修の実施状況

年 度	延研修人数	研修内容
令和元年度	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護施策先進地視察研修 ・「全世代型社会保障と介護保険の課題」講座受講 ・ウェルビーポイント(社会活動に対するポイント付与制度)活用事例視察研修/健康づくり支援プラットフォーム整備等事業視察研修 ・市町村アカデミー「市町村議会議員特別セミナー」受講 ・障害者の自立と政治参加に関する講演会・意見交換会への参加

令和2年度	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体市民会館等建設事例研修／防災ボランティア・災害復旧事例視察研修 ・議員セミナー「自治体議会の危機管理～新型コロナ禍等への対応～」受講 ・災害トイレの開発／沿岸部の津波避難対策／子育て支援事業／サテライトオフィス事業先進地視察研修
令和3年度	4人	<ul style="list-style-type: none"> ・RPA（ロボットによる業務自動化）活用事例視察研修 ・電力販売収益の地域活用事例視察研修 ・「先進建設・防災・減災技術フェア in 熊本 2021」への参加
令和4年度	7人	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困問題の基礎」研修会受講 ・AI運行バス・オンデマンドバス活用事例視察研修 ・「九州DX推進シンポジウム」・「デジタル田園都市国家構想応援団ワークショップ」への参加

その他の研修の実施状況

期 日	研 修 内 容
令和3年8月2日	導入・運用業務受託者によるタブレット型端末操作研修 文書共有システム運営会社によるオンライン操作研修
令和3年8月24日	議会事務局によるタブレット型端末操作研修
令和3年11月4日	導入・運用業務受託者によるタブレット型端末操作研修

参考資料

○鹿島市議会基本条例

平成22年 9月27日

条例第10号

改正 平成23年 3月 7日条例第 6号

平成31年 3月22日条例第12号

目次

前文

- 第1章 基本理念及び基本方針(第1条—第4条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第5条—第6条)
- 第3章 市民との関係(第7条—第8条)
- 第4章 市長等との関係(第10条—第13条)
- 第5章 議会の権能の強化(第14条—第19条)
- 第6章 政治倫理(第20条)
- 第7章 見直し手続(第21条・第22条)

附則

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大する中で、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元制の一翼を担う機関として、その果たすべき役割と責務は益々重要なものになっている。

議会は、市長その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分に発揮しなければならない。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するために、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。

よって、ここに鹿島市議会は開かれた議会を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にして、市民の負託に応えることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 基本理念及び基本方針

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び公正で民主的市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を迎えて「市民が主役」の議会を目指し、市民自治の観点から真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

(最高規範性)

第4条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

- 2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会運営を行い、市民参加を目指して活動するものとする。
- 3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行い、市民に対して説明する責務を有する。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して議会活動を通じて市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。
- 3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、政策形成に反映するとともに、市民に対して説明する責務を有する。

第3章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第7条 議会は、鹿島市議会情報公開条例(平成12年条例第45号)との整合を図りつつ、議会の活動に関する資料を原則公開するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

(平23条例6・一部改正)

- 5 議会は、議場開放等の取組を必要に応じ行うものとする。

(平 31 条例 12・一部改正)

(議会広報の充実)

第 8 条 議会は、議会独自の観点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動及び運営等について広報を行うために、毎定例会終了後に鹿島市議会だよりを発行するものとする。

(平 31 条例 12・一部改正)

(議会報告会)

第 9 条 議会は、議会報告会を必要に応じ行うものとする。

第 4 章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第 10 条 議会は、市長との立場及び権能との違いを踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第 11 条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け及び整合性
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 財源措置及び将来負担すべき経費
- (6) 政策等の効果

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第 12 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(平 23 条例 6・一部改正)

(市政に係る重要な計画の議決等)

第 13 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、鹿島市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ市長等にその理由及び概要の説明を求めるものとする。

第 5 章 議会の権能の強化

(会派)

第 14 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第 1 5 条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。

(専門的事項に関する調査)

第 1 6 条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

(議員研修の充実強化)

第 1 7 条 議会は、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(平 23 条例 6・一部改正)

(議会図書室)

第 1 8 条 議会図書室は、法第 1 0 0 条第 1 9 項の規定により、誰もが利用することができる。

2 議会は、調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効利用を図るものとする。

(平 23 条例 6・一部改正)

(議会事務局の体制整備)

第 1 9 条 議会は、政策形成及び政策立案能力の向上を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

(平 23 条例 6・一部改正)

第 6 章 政治倫理

(政治倫理)

第 2 0 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、鹿島市議会倫理綱領の定めるところによる。

第 7 章 見直し手続

(見直し手続)

第 2 1 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するために、任期末に活動報告書を作成するものとする。

2 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平 31 条例 12・一部改正)

(補則)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 3 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 1 年条例第 1 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

鹿島市議会活動報告書

(平成31年4月～令和5年4月)

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
鹿島市議会事務局

TEL 0954-63-2104 FAX 0954-63-2314

E-mail gikai@city.saga-kashima.lg.jp

URL <https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/57.html>

※ この報告書は、鹿島市のホームページにも掲載しています。